

役員報酬規程

社会福祉法人 太子福社会

目 次

- 第 1 条 (目的)
- 第 2 条 (定義等)
- 第 3 条 (適用除外)
- 第 4 条 (報酬等の支給)
- 第 5 条 (報酬等の額の算定方法)
- 第 6 条 (報酬等の支給方法)
- 第 7 条 (報酬等の日割り計算)
- 第 8 条 (費用)
- 第 9 条 (端数の処理)
- 第 10 条 (公表)
- 第 11 条 (補則)
- 第 12 条 (改廃)

附則

別表

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人太子福祉会（以下「当法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、役員退職慰労金、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(適用除外)

第3条 当法人の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(報酬等の支給)

第4条 役員等に対しては、職務執行の対価として、勤務形態に応じ、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬等及び役員退職慰労金を支給する。
 - (2) 非常勤役員については、業務に応じた報酬等を支給することとし、賞与及び役員退職慰労金は支給しない。
- 2 常勤役員に対する役員退職慰労金は、役員として円満に任期を満了、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬等の額の算定方法)

第5条 役員等に対する報酬等の額は、次に掲げる区分に応じ定める。

- (1) 当法人の役員の報酬総額は、年間22,100,000円以内とする。
役員に対する報酬の額は、別表1に定める額とする。
- (2) 当法人の評議員の報酬総額は、定款第9条で定める金額の範囲内とする。
評議員に対する報酬の額は、別表2に定める額とする。
- (3) 役員退職慰労金については、別表3に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月20日とする。ただし、その日が金融機関の休日に当たるとき

は、その前営業日とする。

(2) 役員退職慰労金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2ヶ月以内に支給する。

2 非常勤役員に対する報酬は、当該会議に出席した都度支給する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、給与規程(中途入職または中途退職の賃金計算)により日割り計算して支給する。

4 本条第2項の規定に関わらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(費用)

第8条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

なお、内容変更を伴わない軽微な修正の場合は、理事長の決裁で修正できる。

附 則

- 1 本規程は、平成29年4月1日から実施する。
- 2 改正 令和6年1月1日
令和7年12月1日

別表1 役員報酬

1.常勤役員

役職名	月 額
理事長	1,000,000円
業務執行理事（副理事長）	800,000円

2.非常勤役員

業 務	日 額
理事会・評議員会及び監事監査への出席	20,000円
理事会・評議員会の決議の省略による方法によって開催され、役員が意思表示を示した場合 (同一提案に限り一回限り)	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

※ただし、同一日に複数の業務に出席する場合、いずれか高い方の1業務分のみの報酬とする。

別表2 評議員報酬

業 務	日 額
評議員会への出席	20,000円
評議員会の決議の省略による方法によって開催され、評議員が意思表示を示した場合 (同一提案に限り一回限り)	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

※ただし、同一日に複数の業務に出席する場合、いずれか高い方の1業務分のみの報酬とする。

別表3 役員退職慰労金

- (1) 算出方法は以下の通りにする。

$$\text{最終役員報酬月額} \times \text{在任年数} \times \text{功績倍率}$$

※上記在任年数は1年単位とし、端数は月割りとする。

ただし、1ヶ月未満は1ヶ月に切り上げる。

- (2) 上記の功績倍率は以下の通りにする。

- ・ 理事長 1.5倍
- ・ 業務執行理事 1.0倍

- (3) 役員在任中、特に功績があった者については、(1)により計算した金額に30%の範囲内の金額を加算することができる。

- (4) 故意若しくは重大な過失等により法人に損害を与えた、又は名誉を傷つけた者については、役員退職慰労金を減額することができる。